

○紀の川市奨学金返還支援事業助成金交付要綱

令和2年3月27日

告示第25号

改正 令和3年4月1日告示第63号

令和3年8月3日告示第151号

令和3年8月23日告示第156号

(趣旨)

第1条 この告示は、奨学金返還者の就労初期における経済的負担を軽減することによって市内への定住を促すことを目的とし、奨学金の返還者に対し、予算の範囲内において紀の川市奨学金返還支援事業助成金（以下「助成金」という。）を交付することに関し、紀の川市補助金等交付規則（平成17年紀の川市規則第41号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 大学等 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校（専門課程）又は専門職大学をいう。

(2) 就業 次のいずれかに該当することをいう。

ア 1週間の所定労働時間が30時間以上で継続して雇われており、かつ、翌年度以降も継続して同じ事業所に勤務する意思を有している者（以下「被雇用者」という。）が働くこと。

イ 期間の定めなく個人で農業その他の事業を営み、かつ、1週間の労働時間が30時間以上の者（以下「自営業者」という。）が働くこと。

(3) 定住 永く住むことを前提に市内に住所を有し、生活の本拠地とすることをいう。

(交付の対象となる奨学金)

第3条 助成金の交付の対象となる奨学金は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年法律第94号）第14条第1項に規定する第一種学資貸与金及び第二種学資貸与金

(2) 和歌山県修学奨励金貸与条例（平成14年和歌山県条例第37号）第3条に規定する修学奨励金

(3) その他、市長が認める貸与型奨学金

(交付の対象)

第4条 助成金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 大学等に進学し、在学している期間に前条に規定する奨学金の貸与を受けた

者

- (2) 大学等を卒業した者で、第6条第1項に規定する認定申請時の属する年度の末日時点において満30歳未満のもの
- (3) 就業している者
- (4) 定住している者
- (5) 本市の市税及び奨学金の返還を滞納していない者
- (6) 令和2年4月1日以降に奨学金の返還を始めた者
- (7) 他制度による助成金等を受けていない者
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団に関係していない者

（助成金の額）

第5条 助成金の額は、助成金の交付を受けようとする会計年度の前年度の1月から当該年度の12月までの奨学金等の返還額の合計に相当する額の2分の1（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とし、12万円を上限とする。

- 2 前項に規定する助成金の額の算定に際し、繰上償還による奨学金等の返還額の増額は、考慮しないものとする。

（助成金の交付対象者の認定）

第6条 この助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、助成金の交付を受けようとする会計年度の4月1日から1月10日までの間に、紀の川市奨学金返還支援事業助成金交付対象者認定申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に申請し、認定を受けなければならない。ただし、第1号及び第2号に規定する書類は2回目以降の申請時には省略することができる。

- (1) 大学等が発行する卒業を証明する書類
- (2) 奨学金の借入額及び返済予定額が確認できる書類
- (3) 申請者が被雇用者である場合は、就業証明書（様式第1号の2）
- (4) 申請者が自営業者である場合は、自営申立書（様式第1号の3）及び自営業を行っていることが確認できる書類
- (5) その他、市長が特に必要と認める書類

- 2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、紀の川市奨学金返還支援事業助成金交付対象者認定書（様式第2号）又は紀の川市奨学金返還支援事業助成金交付対象者不認定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

（認定申請事項の変更及び承認）

第7条 前条第2項により助成金の交付対象者認定の通知を受けた者（以下「認定者」という。）は、その申請事項について変更が生じた場合は、速やかに紀の川市奨学金

返還支援事業助成金交付対象者認定変更申請書（様式第4号）に、同条第1項各号に掲げる書類のうち当該変更に係る書類を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、紀の川市奨学金返還支援事業助成金交付対象者認定変更承認通知書（様式第5号）又は紀の川市奨学金返還支援事業助成金交付対象者認定変更不承認通知書（様式第6号）により認定者に通知するものとする。

（助成金の交付申請）

第8条 認定者又は前条第2項の変更承認通知を受けた認定者は、当該年度の3月末までに紀の川市奨学金返還支援事業助成金交付申請書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 奨学金等の返還済額を証する書類の写し
- (2) 住民票の写し
- (3) 納税証明書（様式第7号の2）
- (4) その他、市長が特に必要と認める書類

- 2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、助成金の交付の可否を決定したときは、紀の川市奨学金返還支援事業助成金交付決定通知書（様式第8号）又は紀の川市奨学金返還支援事業助成金不交付決定通知書（様式第9号）により認定者に通知するものとする。

（助成金の請求及び交付）

第9条 助成金の交付の決定を受けた者（以下「助成対象者」という。）は、速やかに紀の川市奨学金返還支援事業助成金交付請求書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の助成対象者から請求書の提出があったときは、速やかに助成金を交付するものとする。

（状況の調査）

第10条 市長は、必要があると認めるときは、助成金の交付を受けた者に対し、就業状況に関することについて報告を求め、又はその者の住民基本台帳の記録の調査を行うことができる。

（交付決定の取消し等）

第11条 市長は、助成対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により、助成金の交付決定を受けたと認められるとき。
- (2) この告示の規定に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が助成金を交付することを不相当と認めるとき。

- 2 市長は、助成金の交付決定を取り消すときは、紀の川市奨学金返還支援事業助成金

交付決定取消通知書（様式第11号）により、助成対象者に通知するものとする。

（助成金の返還）

第12条 市長は、助成金の交付決定を取り消したときは、紀の川市奨学金返還支援事業助成金返還命令書（様式第12号）により、助成金の返還を命ずることができる。

（その他）

第13条 この告示に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。

（失効）

2 この告示は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示の失効後においても、第10条から第12条までの規定は、なおその効力を有する。

附 則（令和3年4月1日告示第63号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年8月3日告示第151号）

（施行期日）

1 この告示は、公布の日から施行し、この告示による改正後の紀の川市奨学金返還支援事業助成金交付要綱の規定は、令和3年4月1日から適用する。

（経過措置）

2 この告示の施行の前日に改正前の紀の川市奨学金返還支援事業助成金交付要綱第6条の規定に基づき申請のあった助成金の交付については、なお従前の例による。

附 則（令和3年8月23日告示第156号）

この告示は、公布の日から施行する。